

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	平成 30 年 10 月公表の「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」の要素を監督指針にもっと取り入れてはどうか。企業文化向上の取り組みにはより強い行政からの指導・監督が必要ではないか。	貴重な御意見として承ります。 監督指針は、法令の適用・解釈の明確化や許認可・行政処分等の手順を示したものであるのに対し、御指摘の基本方針を含むディスカッションペーパーについては、金融機関とのより良い実務に向けた対話の材料とするためのものであって、それぞれ役割が異なります。 なお、ディスカッションペーパーを用いた対話を進め、考え方が熟した場合には、必要に応じプリンシプルの形に整理していくこととしております(平成 30 年 10 月公表「検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」Ⅳ-3(3))。
2	金商業等監督指針Ⅲ-2-8(1)①ハにおいて、「取締役会等は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者を、システムを統括管理する役員として定めているか。」とあるが、金融商品取引業者の規模は様々であり、顧客の属性や投資額又は社内の情報システムも様々であるところ、全ての金融商品取引業者において、当該役割を果たす役員を定める必要があるのか。	システムリスクの重要性に鑑みれば、各金融商品取引業者の業務の特性、規模等に応じて、役員間で適切な分掌を定めておくことが必要であると考えられます。
3	金商業等監督指針Ⅲ-2-8(1)①ハにおいて、「システムを統括管理する役員を定めているか」とあるが、会社の規模は大規模から小規模までであるなか、全ての業者に一律で適用されるのか。	
4	金商業等監督指針Ⅲ-2-8(1)②イにおいて、「システムリスク管理の基本方針が定められ、」とあるが、全ての金融商品取引業者において、当該基本方針を策定する必要があるのか。	
5	金商業等監督指針Ⅲ-2-8(1)②イの「システムリスク管理の基本方針」は、会社の規模に関係なく、一律に同程度の内容が適用されるのか。	システムリスクの重要性に鑑みれば、各金融商品取引業者の業務の特性、規模等に応じて、適切な基本方針の策定が必要と考えられます。
6	金商業等監督指針Ⅲ-2-8(1)②ロにおいて、「システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか」とあるが、客観的な水準とは例えばどのようなものが該当するか。	
7	金商業等監督指針Ⅲ-2-8(1)⑦ニにおいて、「システム監査の結果は、適切に取締役会等に報告されているか。」とあるが、ここでいうシステム監査はどの程度のものを指しているのか。	金商業等監督指針Ⅲ-2-8(1)⑦イ及びロに記載のとおり、内部監査のみならず、外部監査の活用も考えられるところですが、具体的に実施すべき監査の内容及び方法は、各金融商品取引業者の

	金融商品取引業者の規模は様々であり、顧客の属性や投資額又は社内の情報システムも様々であるところ、必ずしも外部の専門家に委託することを強制するものではなく、個社の事情に応じて、必要な範囲のシステム監査で足りるという理解でよい。	業務の特性、規模等に応じて検討すべきものであると考えられます。
8	金商業等監督指針Ⅲ－２－８(１)⑦二において、「システム監査の結果は、適切に取締役会等に報告されているか」とあるが、その頻度と範囲、項目は何か。外部業者によるシステム監査も必須であるか。	
9	金商業等監督指針Ⅵ－２－２－１(１)⑦の「運用財産の正確な評価を行うための社内体制」とは、具体的にどのような体制整備を求めているのか。非上場会社に投資する海外又は国内のLPSの場合、株式市場が存在しないため、運用会社が客観的に株式価値を判断することが難しいと考える。 また、上記のような場合において、「適正な時価を把握する体制を整備」とはどのような体制整備を求めているのか。運用会社自身で株式価値を判断し評価する体制を構築することを求めているのか。例えば、LPSが定期的に監査法人の監査を受けることから、監査報告書の内容を確認し、適切に会計基準が適用と会計処理の適正化されていることを確認することにより、適正な株式価値(時価)の報告がなされているという評価(確認)を行う社内体制を整備することで足りるか。	投資信託委託業等を営む場合に整備すべき具体的な体制は、各事業者の運用対象となる資産の内容や投資家の属性、組成される金融商品の内容等に応じて、適切に判断すべきものと考えられます。 なお、運用対象が非上場の株式であっても、投資家への適切な情報提供の観点等からは、金融商品取引業者において、投資対象の適正な時価を把握するための態勢の整備が求められ得ると考えられます。
10	金商業等監督指針Ⅵ－２－２－１(１)⑦において、「運用財産の正確な評価を行うための社内体制が整備されているか。特に、運用財産に非上場の株式・債券等が組み入れられている場合、適正な時価を把握する体制を整備しているか。」とあるが、当該記載は不動産信託受益権を取扱う投資運用業者に対しては基本的には適用されないとの理解でよい。	
11	金商業等監督指針Ⅵ－２－３－１(１)⑨の「重大な問題」として具体的にどのような問題が想定されているのか。想定されているのは、運用対象とする市場全体の下落に起因するようなものではなく、ファンド固有の事情(集中投資保有銘柄の倒産やオペレーション上の過誤等)によるもののみという認識でよい。	御指摘の記載は、基準価格の著しい変動の原因分析を契機として、運用財産の運用・管理に関する重大な問題が認められた場合に報告を行う等の適切な対応を求めるものとなります。
12	今回の監督指針改正では、不動産証券化に関する事項の改正はないという認識でよい。	御質問の趣旨が明らかではありませんが、例えば、共通編に係る改正事項は取り扱う金融商品の内容にかかわらず共通して求められる態勢の内容を規定しています。